

韓国向けペットフードの製造施設の承認申請について

最終更新日: 令和8年5月7日

1. 概要

令和7年1月、韓国政府は新たなペットフードの輸入衛生条件を制定し、令和7年12月に改正しました。その中で、令和10年1月1日以降、韓国向けに動物由来原料を含む犬・猫・ハムスター・フェレット用ペットフードを輸出する製造施設は韓国政府による施設承認が必要とされました。

このため、施設承認を希望する製造施設は以下を最後までご一読いただくようお願いいたします。

なお、韓国政府による承認を得るまで相当時間を要することが想定されるため、申請をお考えの場合、できるだけ早く消費・安全局動物衛生課(eq@maff.go.jp)までご連絡ください。

2. 対象となる製品及び施設

製造施設の承認が必要となるのは、動物由来原料(※)を含む犬、猫、ハムスター、フェレット用のペットフードを製造する日本国内の製造施設となりますが、加熱方法や使用する原料により施設承認が不要となる場合もありますので、詳細は「韓国向けペットフード輸入衛生条件の対象確認用フローチャート」も参考にご確認ください。

なお、その他、申請にあたってご不明な点があれば韓国政府に直接ご確認いただく場合もございますので、予めご了承ください。

(※)動物由来原料(魚介類は含みません)

- 1 全ての哺乳類(鯨類を除く)及び鳥類由来の加工又は殺菌処理されていない肉、骨、皮、毛、羽毛、角、蹄、腱、内臓、卵、脂肪、血液、血粉、脳、骨髄、肥料、エキス、肉骨粉及び羽毛粉
- 2 ハム、ソーセージ、ベーコン等の未殺菌の加工肉製品
- 3 卵白、卵粉等の加工卵製品
- 4 生乳、殺菌処理されていない乳製品

●日本国内で家畜の疾病が発生した際にも継続的にペットフードを輸出できる体制を取るためには、ペットフード輸入衛生条件の別紙に記載されている加熱条件を満たすことをお勧めします。

※ペットフード輸入衛生条件[施行 2025.2.7.][農林畜産食品部告示第 2025-124 号、2025.12.12.、一部改正]

<https://www.law.go.kr/admRulLsInfoP.do?admRulId=91689&efYd=0>

(別紙)

<https://www.law.go.kr/flDownload.do?flSeq=159261705&flNm=%5B%EB%B3%84%ED%91%9C%5D+%EB%8F%99%EB%AC%BC%EC%84%B1+%EC%9B%90%EB%A3%8C%EC%9D%98+%EC%A1%B0%EA%B1%B4%28%EC%A0%9C%5C%A1%B0%EC%A0%9C%1%ED%95%AD+%EA%B4%80%EB%A0%A8%29&bylClCd=200201>

3. 手続の流れや申請書類等

承認申請手続の流れは以下のとおりです。

(1) 申請書類の作成

輸出を希望する製造施設(輸出者ではありません)は、申請書類(下記①～③※)の作成が必要です。 ※②についても現状を把握するため、一旦は製造施設にて記入したものをご準備ください。なお、各書類には別添資料(図面、写真や標準作業手順書等)の添付が必要となりますので、詳細は各書類をご確認ください。

申請書類作成前に、必ず「韓国向けペットフード申請書類の注意点」をご確認ください。

なお、以下の条件(ア・イ)を満たす製造施設に限り、以下の「③書類審査による承認のための追加提出書類」もご提出いただくことで韓国政府は書類審査のみ(※)で輸出を認めるとのことです。

(※)韓国政府の判断に基づき、韓国政府による現地調査を受ける可能性はあり、その場合、要する費用等は原則事業者負担となります。

ア 令和6年1月14日から令和7年1月14日までの間に、犬・猫・ハムスター・フェレット用ペットフードの輸出実績がある。

イ 上記輸出において、韓国政府における輸入検査で不合格になっていない。

	韓国政府ウェブサイトの様式ダウンロードリンク
① 申請書	https://www.qia.go.kr/livestock/qua/downloadSxzlWebAction.do?id=224227
② 製造施設チェックリスト	https://www.qia.go.kr/livestock/qua/downloadSxzlWebAction.do?id=224228
③ 書類審査による承認のための追加提出書類(該当する施設のみ)	https://www.qia.go.kr/livestock/qua/downloadSxzlWebAction.do?id=224328

(参考1)「ペットフード製造施設」海外事業所承認申請の手引き

<https://www.qia.go.kr/livestock/qua/viewSxzlWebAction.do?id=215129>

(参考2)ペットフード製造施設承認申請ガイド

<https://www.qia.go.kr/livestock/qua/www.qia.go.kr/livestock/qua/viewSxzlWebAction.do?id=224220>

(参考3)よくある質問

<https://www.qia.go.kr/livestock/qua/viewSxzlWebAction.do?id=224217>

(2) 農林水産省による書類事前審査

作成いただいた書類について、ペットフード輸入衛生条件への合致等について**事前審査**を行います。

(3) 農林水産省による現地調査

書類審査が終了次第、**農林水産省による現地調査**を行います。

詳細は確定次第お知らせしますが、要する費用等は事業者負担となりますので予めご承知ください。

(4) 申請書類の英訳及び署名

韓国政府への申請にあたっては、**書類の英訳**に加え、**製造施設責任者及び輸出者による署名**が必要となります。

(5) 農林水産省による登録番号の付与及び韓国政府への通知

韓国向け輸出登録施設としての登録番号を付し、**韓国政府に通知**します。

なお、通知後、**韓国政府による現地調査が実施される場合、要する費用等は原則事業者負担**となり

ます。

(6) 韓国政府による承認

韓国政府による申請書類の審査や現地調査の結果、基準に適合すると認められれば、**韓国政府から承認通知**があります。

※韓国政府より追加資料の提出等が求められる場合もあります。

4. 承認後に必要な対応

- 輸出施設として登録された後も輸出を継続するためには、韓国政府が求める輸入衛生条件を満たし続ける必要があります。
- 承認後も農林水産省や韓国政府による現地調査を受ける必要があり、要する費用等は原則事業者負担となりますので予めご承知ください。
- 製造施設の名称や住所等に変更が生じる場合、**その変更が生じる前に韓国政府に承認変更申請を行う必要がありますので、消費・安全局動物衛生課に相談してください。**(変更内容によっては**輸出登録施設リストから取り下げたり、輸出を一時保留したり**する可能性があります。)

※承認変更に係る手続の詳細は追って本ページに掲載予定です。

[連絡先]

消費・安全局動物衛生課
国際衛生対策室
輸出検疫環境整備班
代表:03-3502-8111(内線 4584)
ダイヤルイン:03-3502-8295
メールアドレス: eq@maff.go.jp